



日田市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：

指定管理者名	一般社団法人 日田市観光協会
対象業務	天領日田資料館管理運営業務
対象施設	天領日田資料館
所管課	観光課

令和5年1月11日

日田市監査委員 小ケ内 聡行  
同 溝口 千壽

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。



## 令和4年度財政援助団体等監査結果報告書

### 目 次

1	監査の対象	1
2	監査の期間	1
3	監査の場所	1
4	監査の範囲	1
5	監査の方法及び着眼点	1
6	監査の結果	2
	(1) まえがき	2
	(2) 指定管理者の概要	2
	(3) 指定管理業務の内容	2
	(4) 指定管理期間	2
	(5) 令和3年度の指定管理料	2
	(6) 令和3年度の収支状況	3
	(7) 事業の執行状況	3
	(8) 監査結果による意見	4
	①入館料及び利用料金の決定について	



## 1 監査の対象

令和4年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、事業の内容及び委託料の金額等を勘案して次のとおり監査対象を抽出。

指定管理者名	一般社団法人 日田市観光協会
対象業務	天領日田資料館管理運営業務
対象施設	天領日田資料館
所管課	観光課

## 2 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年1月6日まで

## 3 監査の場所

監査委員事務局、天領日田資料館

## 4 監査の範囲

令和3年度における公の施設の管理に係る出納、その他の事務の執行状況

## 5 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、所管課からの事情聴取などの方法で実施

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- ・ 施設は関係法令等の定めるところにより、適切に管理されているか
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか
- ・ 利用促進のための努力はなされているか
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか

## 6 監査の結果

### (1) まえがき

監査の結果については、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていたが、一部適正を欠く事項が見受けられたので、早急に検討され、その具体的結果を令和5年1月26日(木)までに所管課より改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、そのほかの口頭で指摘した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

### (2) 指定管理者の概要

名称・代表者	一般社団法人 日田市観光協会 会長 富安 裕子
所在地	日田市元町 11 番 3 号
設立年月日	昭和 46 年 8 月 23 日
目的	日田地域の観光に関する事業の振興を図り、もって地域経済文化の発展と豊かで住みよい人間社会の形成に寄与することを目的とする。

### (3) 指定管理業務の内容

天領日田資料館管理運營業務

### (4) 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

### (5) 令和3年度の指定管理料

5,213,000 円

## (6) 令和3年度の収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
指定管理委託料	5,213,000	給与手当	4,030,329
入館料(利用料含む)	1,388,420	法定福利費	389,395
		報償費	154,267
		需用費(電気料他)	1,238,427
		電話料	97,071
		剪定手数料	8,426
		委託料	569,745
		下水道使用料	23,520
		賃貸料	90,240
合 計	6,601,420	合 計	6,601,420

## (7) 事業の執行状況

一般社団法人 日田市観光協会は、昭和46年8月に、日田地域の観光に関する事業の振興を図り、もって地域経済文化の発展と豊かで住みよい人間社会の形成に寄与することを目的に設立されており、本年3月には、観光庁の「観光地域づくり候補法人」に登録され、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と連携しながら、日田市全体の観光マネジメント担う組織を目指している。

天領日田資料館は、昭和63年に、天領時代の文化遺産を継承し、地域文化の向上と観光の発展に寄与することを目的に設立され、市直営の施設として管理を行っていたが、平成17年度から、日田市観光協会が指定管理者として選定され、今日まで管理運営業務を行っている。

館内は、幕府の直轄地「天領」であった日田の歴史を知るのに欠かせない江戸期民俗文化や、天領を物語る数多くの書画や公文書など約100点の品々を保管し、展示している。

近年は新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少から入館者数が落ち込んでいる状況だが、裕福な掛屋を中心とした歴史を見に多くの観光客が訪れている。

また、春の天領ひたおひなまつりに合わせて実施する「おきあげ雛展」や、社会教育課主催で定期開催していた「ぼくらの美術館」を天領日田資料館で開催し、日田市出身の画家岩澤重夫氏や宇治山哲平氏の絵画をはじめ、市民等から市に寄贈された美術品等を展示する特別展を開催するなど、日田の芸術発信の役割も担っている。

これからも日田市の観光と産業並びに文化遺産などの情報発信、観光客の誘致等、観光振興全般にわたる取組を継続し、市の魅力向上が図られるよう要望する。

## (8) 監査結果による意見

### ①入館料及び利用料金の決定について

天領日田資料館の利用料金については、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項に基づき、天領日田資料館の設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項に「入館料は、別表第 1 に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ、市長の承認を得て定めるものとする」と規定され、基本の入館料及び利用料金については、市長の承認を得て定められているが、令和 3 年度の収納状況を確認したところ、『サービス券』が発行され、入館料の割引がされていた。

これは、同条第 4 項に規定する、「あらかじめ、市長の承認を得て入館料を減免し、又は他施設との合同券を発行することができる」に該当し、市長の承認を得ることが必要となるが、承認手続の書類の確認ができなかった。

また、地元関係団体の休憩室利用については、利用料としてではなく負担金として年 1 回徴収しているが、利用人数や利用者の実態が記録されておらず、負担金額の根拠も確認できない状態となっている。

今後は関係条例、基本協定書等を再度確認し、所管課は指定管理者への適切な指導に努められたい。